



人口の動き 11月1日現在 人口 72,844人 (前月比 -17人) 男 37,021人 女 35,823人 世帯数 30,812世帯

マイナンバーを利用した 詐欺にご注意ください

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に法律で限られています。また、マイナンバーを利用する手続では、顔写真付きの身分証明書などで本人確認を徹底することになっています。

マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号などを電話などで聞くことはありません。

不審な電話やメールは、すぐに切ったり、または無視して、マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や特定個人情報保護委員会の苦情あつせん相談窓口をご利用ください。

○マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で：

・国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。

○電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難などを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などに十分注意してください。

○マイナンバーの関連であることをかたがたメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかかなものを除き、安易に開封しないでください。

○「なりすまし」の郵送物にご注意ください。

・マイナンバーは、「通知カード個人番号カード交付申請書在中」、「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入って、簡易書留で各世帯に郵送されます。

普通郵便でポストに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることもありません。

・個人番号カードの交付申請の返信用封筒には、顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れて、返信いただいています。返信用封筒の宛先が「地方公共団体情報システム機構」

であるかご確認ください。個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。

「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。

●「マイナンバー制度全般」
●「マイナンバー総合フリーダイヤル」

●「外国人向けのご相談」
●「英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル」

●「マイナンバー制度」
●「通知カード、個人番号カード」

●「11月中旬に「通知カード」がお手元に届いていない方は市民課までご連絡ください。」

●「不審な電話など」
●「消費者ホットライン」
●「詐欺など被害」
●「警察相談専用電話」

「不審な電話など」
●消費者ホットライン
☎188 (いやや！)

●詐欺など被害
●警察相談専用電話
#9110

●マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱に関する苦情
●特定個人情報保護委員会
苦情あつせん相談窓口
☎03-6441-3452

※平日午前9時30分～正午、午後1時～5時30分
●これまでの主な相談事例

①行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まる」と手続が面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話。

②「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

③知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切った。

④若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしていないか」との電話。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。

⑤「対応しないと高額の罰金が科されるから契約するように」といった過度に誇張した話をして、商品販売や相談業務契約などを強引に取り付けようとする電話。

⑥「マイナンバー制度が始まると金融機関に登録されている個人情報は訂正がある場合は取り消さなければならぬ」という電話。

⑦電話で、国の行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。

⑧公的な相談窓口を名乗る電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。

翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするためお金を要求され、現金を渡してしまった。

●市民課
☎443-1120